

平成 30 年 5 月 17 日

各 位

会社名 株式会社東光高岳 代表者名 代表取締役社長 高津 浩明 (コード番号 6617 東証第1部) 問合せ先 総務部長 吉田 晴夫 (TEL:03-6371-5000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月17日開催の定時取締役会において、定款の一部変更を行うことを平成30年6月28日開催予定の第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会及び取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、 現行定款第15条及び第23条を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 30 年 6 月 28 日 (予定) 定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 28 日 (予定)

以上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款

(株主総会の議長)

第 15 条 株主総会は、取締役会長がこれを招 集し、議長となる。但し、取締役会長に 欠員又は事故あるときは、取締役社長 が、取締役社長に事故あるときは取締役 会の決議をもって予め定めた順序によ り他の取締役が、株主総会を招集し、議 長となる。

(新設)

(中略)

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがあ る場合を除き、取締役社長が招集し、そ の議長となる。取締役社長に事故あると きは、取締役会の予め定めた順序により 他の取締役が、取締役会を招集し、議長 となる。

(新設)

(条文省略) 2

(3) (条文省略)

案 変

(株主総会の招集及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定 めがある場合を除き、代表取締役がこれ を招集し、議長となる。但し、代表取締 役が複数あるときは、取締役会の決議を もって予め定めた順序により、先順位の

代表取締役が株主総会を招集し、議長と

なる。

② 招集権者及び議長となる代表取締役 に事故ある場合、他に代表取締役がある ときは、当該他の代表取締役が、それ以 外のときは、取締役会の決議をもって予 め定めた順序により、他の取締役が、株 主総会を招集し、議長となる。

(中略)

(取締役会の招集及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがあ る場合を除き、代表取締役がこれを招集 し、議長となる。但し、代表取締役が複 数あるときは、取締役会の決議をもって 予め定めた順序により、先順位の代表取 締役が取締役会を招集し、議長となる。
 - ② 招集権者及び議長となる代表取締役に 事故ある場合、他に代表取締役があると きは、当該他の代表取締役が、それ以外 のときは、取締役会の決議をもって予め 定めた順序により、他の取締役が、取締 役会を招集し、議長となる。
 - (現行どおり)
 - (現行どおり) 4